

長野県発達障がい者支援対策協議会について

県民文化部こども若者局次世代サポート課

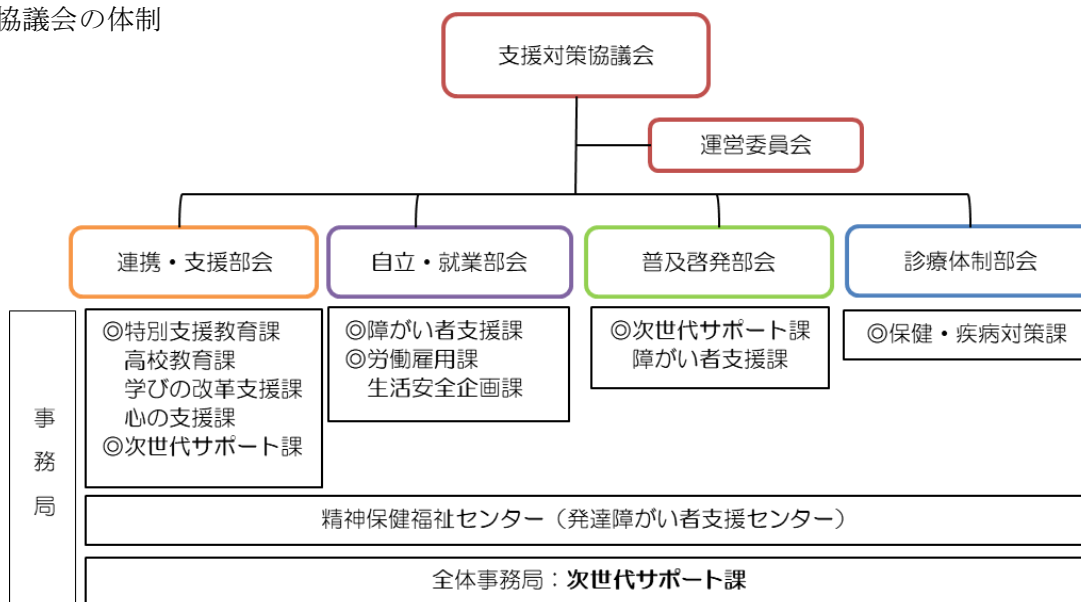
1 趣旨

乳幼児期から成人期までの各年代を通して、発達障がい者に適切な支援が提供できる支援体制のあり方を検討するため、医療、福祉、教育、行政等の関係者により設置している。

2 経過

- 平成 17 年 4 月 1 日、発達障害者支援法施行。県では、発達障害者支援体制整備検討委員会での検討を経て、平成 21 年度に長野県発達障がい者支援対策協議会を設置。
- 早期発見・早期支援やライフステージを通じた切れ目ない一貫した支援体制を検討し、その結果、市町村の乳幼児期健診における M-C H A T 導入率の増加や、発達障がいサポート・マネージャーの全圏域配置による支援者支援の実施など、一定の成果を挙げてきた。
- 一方で、教員等の知識と対応力向上、発達障がい者の自立・就業に対する更なる支援、発達障がい者やその家族に対する周囲のフォローや理解の不足、発達障がいを診療できる医師の不足といった新たな課題あり、引き続き協議を行っている。

3 協議会の体制



- 協議会は年 2 回、各部会は年 2 ～ 5 回開催。それとは別に合同部会を 1 ～ 2 回開催。
- 各部会は委員 4 名で構成する。

4 各部会協議の柱

連携・支援部会	幼児教育・保育・学校等のすべての教員や各種相談担当者の基礎的知識と対応力向上
自立・就業部会	一般就労を視野に入れた働く職場の拡大、司法分野の理解力向上
普及啓発部会	発達障がい者やその家族に対する、周囲のフォロー体制の充実・理解の促進
診療体制部会	専門医の確保等による診療体制の更なる充実

5 委員構成

- 別紙委員名簿のとおり